

静岡県人事委員会は、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則15-33

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（静岡県人事委員会規則15-3）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（略）		別表第1（略）	
任命権者 区分	団 体 名	任命権者 区分	団 体 名
知事 部局	(略) 一般財団法人地域総合整備財団 <u>公益財団法人東京オリンピック ・パラリンピック競技大会組織 委員会</u> 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 (略)	知事 部局	(略) 一般財団法人地域総合整備財団 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
警察 本部	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター <u>公益財団法人東京オリンピック ・パラリンピック競技大会組織 委員会</u> 警察共済組合静岡県支部	警察 本部	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター 警察共済組合静岡県支部

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。